

第1章 基本的な事項

1. 計画策定の趣旨

(1) 本市のこれまでの取組

●第二次鹿児島市環境基本計画等の策定と近年の環境問題

本市は、九州南端の薩摩半島の中央東部に位置し、市街地の周辺は、錦江湾(鹿児島湾)や桜島、丘陵・山地など豊かな自然環境に恵まれています。

この豊かな自然や都市環境を守り、次の世代へ引き継ぐために、2000(平成12)年10月に「鹿児島市環境基本計画」を策定、2004(平成16)年3月に「鹿児島市環境基本条例」を制定、2012(平成24)年3月には「第二次鹿児島市環境基本計画」を策定し、「みんなでつなぐ人と地球にやさしい環境都市かごしま」を望ましい環境像に掲げ、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、「ごみの発生抑制を主体とした三者協働による循環型社会の構築」を基本理念として、2010(平成22)年3月に「第三次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者・市が連携した3R運動の推進などの取組を進めています。

自然環境の保全については、生物多様性基本法第13条の規定に基づき「鹿児島市生物多様性地域戦略～豊かな自然かごしま生きものプラン～」を2014(平成26)年3月に策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に進めています。

一方、近年では、地球温暖化の進行に伴うゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動影響の顕在化、生物多様性の損失など、世界規模で環境問題が深刻化する中、問題解決に向けた取組が国内外で進んでいます。このように多様化する環境問題へ対応していくためには、市民・事業者・市民活動団体・行政が、それぞれの役割を担いつつ、協働・連携し、長期的な視点で未来を考え、できることから取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

●ゼロカーボンシティの実現に向けて

本市では、これまでに「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」、「鹿児島市環境配慮率先行動計画」、「鹿児島市地域新エネルギービジョン」、「低公害車導入計画」を策定し、地球温暖化防止に関する取組を推進してきました。2012(平成24)年3月にはそれら4計画を統合する形で、「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を策定し、地球温暖化対策として一体的な取組を進めています。

また昨今、脱炭素社会に向けて、2050(令和32)年までにCO₂排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体(ゼロカーボンシティ)が増えており、地域ごとに脱炭素社会の実現に向けて具体的な取組を実践することが求められています。本市では、その実現に向けて、2019(令和元)年12月

に「ゼロカーボンシティかごしま」への挑戦を宣言し、市民や事業者等と一体になった地球温暖化対策の更なる強化を図っているところです。

●次世代につなぐ持続可能な都市を目指して

本市は、2020(令和2)年7月に「SDGs 未来都市」に選定され、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化を目指し、国際社会全体で取り組む共通目標である SDGs の推進に積極的に取り組んでいます。

本市の豊かな自然や都市環境を次の世代へ引き継ぐことは、我々に課せられた使命です。そのためには本市の望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者・市民活動団体・行政が一体となって積極的に取り組んでいくことが求められます。

コラム 01

SDGs 未来都市

SDGs未来都市とは、国が SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定するものです。

2018(平成30)年度から2021(令和3)年度までに124の「SDGs 未来都市」が選定されています。

本市では、市民や事業者、NPO など多様な主体と連携を図りながら、SDGs の推進に向け、積極的に取組を進めています。



鹿児島市の
SDGs 未来都市選定証

(2) 環境政策を取り巻く動向

1) 世界的な動向

SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)は、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016(平成28)年から 2030(令和12)年までの国際目標です。

17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さない(leave no one behind)ことなどが宣言されています。



出典)国際連合広報センターHP

図 1-1 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

スウェーデンにあるストックホルム・レジリエンス・センターのヨハン・ロックストローム氏らが提唱するSDGs ウエディングケーキモデルは、17の目標のつながりを構造的に示しています。

「生物圏(Biosphere)」「社会圏(Society)」「経済圏(Economy)」の3つの層に分類し、生物(地球環境)の基盤があることで、私たちの社会、そして経済が成り立っており、また各国が手を取り合ってこれらの課題解決に取り組む必要があることを示唆しています。



出典)ストックホルム レジリエンスセンターHP

図 1-2 SDGs ウエディングケーキモデル

パリ協定

1997(平成9)年に合意された、先進各国に法的拘束力のある CO₂ 排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間(2013(平成25)年～2020(令和2)年)の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015(平成27)年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020(令和2)年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」(Paris Agreement)が採択され、2016(平成28)年11月4日に発効し、日本は同年11月8日に批准しました。

IPCC¹(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書

2021(令和3)年8月に、IPCC 第6次評価報告書における第1作業部会報告書(自然科学的根拠)が公表されました。当該報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言したうえで、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、2021(令和3)～2040(令和22)年の間には、温暖化の影響が人類に深刻な影響を与えるとしている 1.5 度に達するとの予測がされています。

グリーントランスフォーメーション

2050(令和32)年カーボンニュートラルや 2030(令和12)年の我が国としての削減目標の達成を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへの移行を進めることで産業構造や社会経済を変革し、成長につなげるという概念である「グリーントランスフォーメーション」(以下、GX という。)の考え方が重要です。

2022(令和4)年2月には、経済産業省が GX の推進に向けた「GX リーグ基本構想」を公表しました。GX リーグは、GX に積極的に取り組む企業群を募り、議論と新たな市場創造のための実践を行う場であり、我が国の GX を牽引することが期待されています。

1 IPCC(気候変動に関する政府間パネル):気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見について政策決定者を始め広く一般に利用するため設立された 195 の国・地域が参加する政府間組織。5～7 年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書などを作成・公表している。

2) 国の動向

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画です。2015(平成27)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)に向けて提出された「日本の約束草案」を踏まえ、2016(平成28)年5月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030(令和12)年度に向けた我が国のCO₂排出削減目標が「2013(平成25)年度比で26%削減」と定められました。

2020(令和2)年10月26日には、国の方針として、2050(令和32)年までにCO₂の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。また、2021(令和3)年4月には、2030年度において、CO₂排出量46%削減(2013(平成25)年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

脱炭素社会の機運が急速に高まる中、2021(令和3)年10月に同計画は5年ぶりに改定され、新たな削減目標の裏付けとなる対策や施策が記載されており、新目標実現に向けた道筋を描いています。

第6次エネルギー基本計画

エネルギーを巡る国内外の情勢変化やCO₂排出量削減目標の引き上げなど、2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「第6次エネルギー基本計画」が2021(令和3)年10月に策定されました。

この計画では、建築物省エネ法による省エネ基準適合義務化と基準引き上げ、機器・建材トップランナー制度の見直しなどによる徹底した省エネや、再生可能エネルギーの主力電源化を推進し、2030(令和12)年度の再生可能エネルギーによる電源構成を従来目標の22~24%から、36~38%に引き上げることが示されました。また、水素についても「社会実装を加速させるため、電源構成において、新たに水素・アンモニアによる発電を1%程度見込む」としました。

気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために2018(平成30)年11月に策定されました。気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応策を組み込むことなど、7つの基本戦略とともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。同計画は2021(令和3)年10月に改定され、KPIなど進捗管理に関する事項が追加されました。

第四次循環型社会形成基本計画

2018(平成30)年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、資源生産性、循環利用率(入口側・出口側)、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられました。そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」、「シェアリング等の 2R²ビジネスの促進、評価」、「廃棄物エネルギーの徹底活用」等が挙げられています。

生物多様性国家戦略

2010(平成22)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を受け、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして「生物多様性国家戦略 2012-2020」が、2012(平成24)年9月に閣議決定されました。

2020(令和2)年からは次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められおり、2030(令和12)年までに取り組むべきポイントとして、①保護地域外の保全や絶滅危惧種以外の普通種の保全による国土全体の生態系の健全性の確保、②気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策の適用、③生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応としてビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革、④次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅な見直しによる目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動の促進が示されました。

新型コロナウイルス感染症に対する環境行政の対応

我が国では、世界保健機関(WHO)が「パンデミック」と表明した今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、環境行政においても様々な対策を講じてきました。

その中でも、気象災害や感染症等のリスクへの対応の観点から、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に拡大したことにより、移動、交通に伴う環境負荷の削減が進みました。また、それらは、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後にあっても、引き続き積極的に活用していくことが期待されています。

このように、ポストコロナ時代においては、単に以前の状態に戻すのではなく、「脱炭素社会への移行」・「循環経済への移行」・「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させることにより、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン(再設計)を進め、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現が求められています。

2 2R:発生抑制に相当する Reduce(リデュース)、再使用に相当する Reuse(リユース)のこと。

3) 県の動向

鹿児島県環境基本計画

県では、2021(令和3)年3月に「鹿児島県環境基本計画」が改定されました。

同計画では、「気候変動適応法の制定、国や本県による2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現を目指す旨の表明」、「生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題」、「越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題」、「国連での『持続可能な開発目標(SDGs)』の採択、国による『地域循環共生圏』の提唱」など、環境をめぐる情勢の変化や新たな課題等に適切に対応するとともに、「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、環境の保全及び形成に関する施策等について取りまとめられています。

鹿児島県地球温暖化対策実行計画

県では、2018(平成30)年3月に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」が改定されました。

同計画は、県の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出削減目標を定め、その削減に向け、県民・事業者・環境保全活動団体・行政等のそれぞれの役割に応じ、また、互いの連携による取組を進めるための具体的な行動指針などを定めたものです。併せて、気候変動の影響に対処するため、適応に関する基本的な方向性や適応策などを定めています。

なお、2022(令和4)年度に同計画の改定を予定しています。

鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン

県では、県の多様な再生可能エネルギーが有効活用され、その供給において全国トップクラスとなる「エネルギーパークかごしま」を実現させるための指針として「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2018」を2018(平成30)年3月に策定しました。同ビジョンでは、県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、基本理念及び基本方針を定めるとともに、導入促進が期待される再生可能エネルギーについて、それぞれの目標を定めています。

また、2022(令和4)年度には、「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2018」の終期を見据え、新たなビジョンが策定される予定です。

2. 計画の目的

本計画は、「鹿児島市環境基本条例」の基本理念に基づき、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「鹿児島市環境基本条例」の第8条に基づき策定し、「第六次鹿児島市総合計画」における自然・環境に関連する分野を体系化し、具体化した計画です。

「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」、「鹿児島市再生可能エネルギー活用計画」、「第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」および「第二次鹿児島市生物多様性地域戦略」等の環境関連計画のほか、各個別計画とも連携し、環境施策の基本的な方向性を示します。

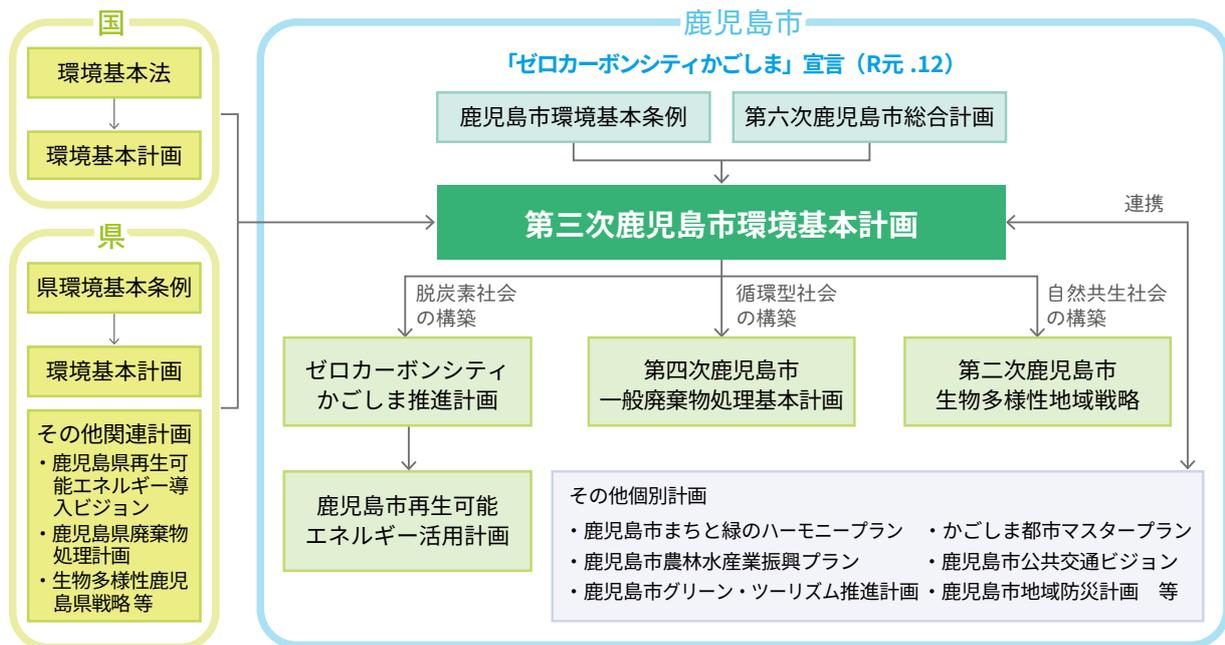


図 1-3 計画の位置づけ

4. 計画期間

本計画の期間は、2022(令和4)年度から 2031(令和13)年度までの10年間とします。
また、社会情勢の変化や国の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の範囲

本計画の対象範囲は、「鹿児島市環境基本条例」第7条に記載される基本方針の範囲を踏まえ、次のとおりとします。



地球環境

(地球温暖化対策、エネルギー利用、資源循環等)



生活環境

(大気、水、騒音、化学物質等)



自然環境

(生物多様性、森林、河川、海、農地等)



都市環境

(緑地、公園、景観等)

第2章 本市の現状と課題

1. 市域の主な特徴

(1) 位置・地勢

九州の南端鹿児島県本土の中央東部に位置し、北は薩摩川内市、始良市、西は日置市、南は指宿市などと接しています。

市街地は、波静かな錦江湾に面しており、湾に流入している甲突川、永田川などの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔100mから300mの丘陵地帯(シラス台地)となっています。

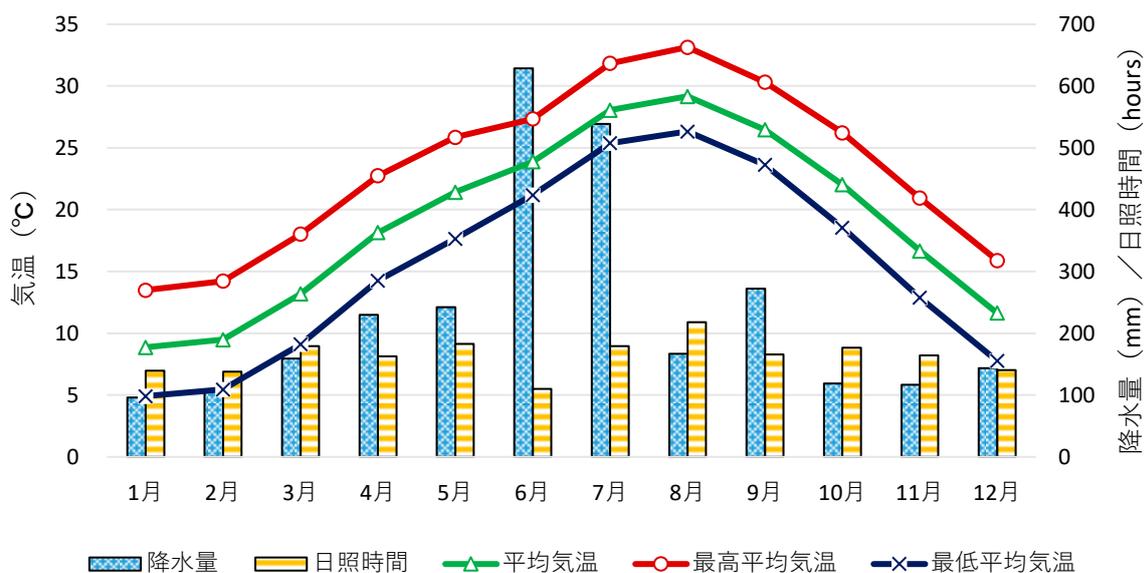
郊外には緑豊かな田園や森林などが広がり、豊かな自然に恵まれています。

(2) 気象概要

気温は、8月が1年のうちで最も高くなる傾向があり、平均気温は約29℃になります。一方、1月は最も低くなる傾向があり、平均気温は約9℃になります。

降水量は、梅雨の時期となる6～7月にかけて多くなり、冬の降水量は梅雨時期の5分の1程度まで少なくなります。

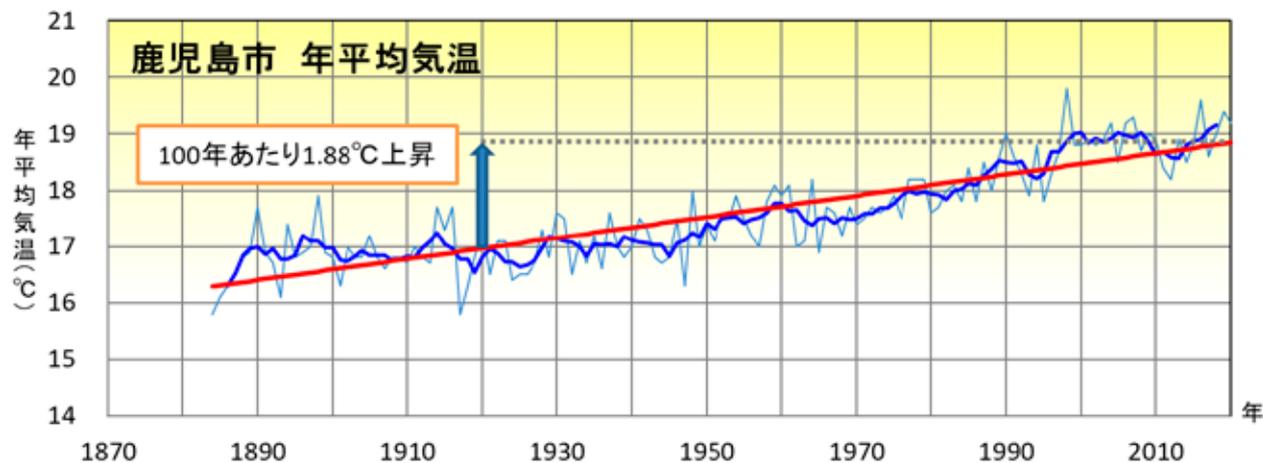
日照時間は、鹿児島では、太平洋高気圧に覆われて晴れる日が多い8月が最も多くなります。一方、梅雨の時期となる6月と、冬の寒気の影響により曇りの日が増える1～2月が少なくなります。



出典)気象庁データに基づき作成

図 2-1 鹿児島市の気象要素の季節変動(2015(平成 27)~2019(令和元)年の 5 カ年平均)

鹿児島市の年平均気温の経年変化をみると、100年あたり1.88℃気温が上昇しており、日本の年平均気温の上昇(1.26℃/100年)³割合よりも大きいとされています。これは、地球温暖化の影響による上昇に加え、都市化の影響を受けていると考えられます。

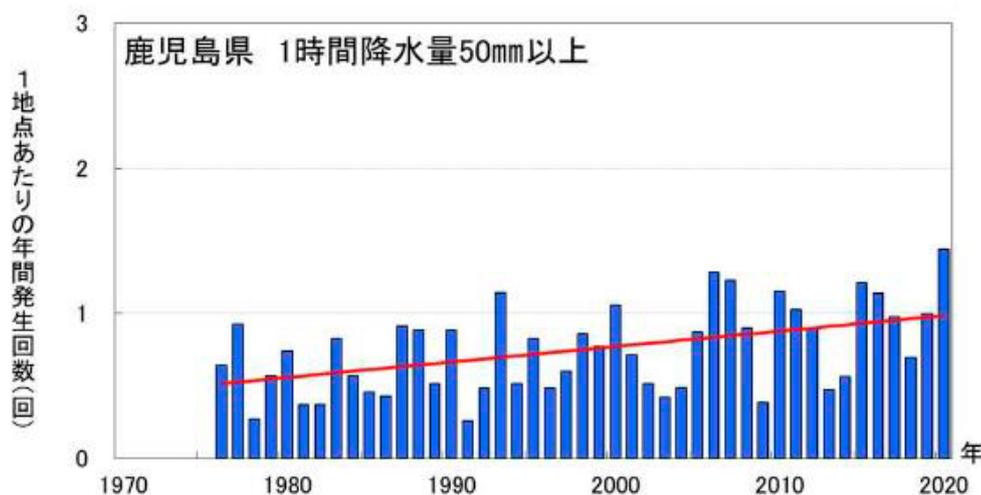


- ※ 鹿児島地方気象台の平均値。
- ※ 青の細線:各年の年平均気温の基準値からの偏差、青の太線:5年移動平均、赤の直線:長期変化傾向。
- ※ 気温データは観測所移転の影響を補正しており、公表された観測値と値が異なる場合があります。

出典)気象庁

図 2-2 鹿児島市の年平均気温の経年変化

鹿児島県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化をみると、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年の平均回数(約0.58回)と比べて、2010(平成22)年から2020(令和2)年の平均回数(約0.94回)は約1.6倍に増加しています。



- ※ 鹿児島県のアメダス地点の平均値。
- ※ 統計期間は1976~2019(令和元)年。アメダスによる観測値を1地点あたりの回数に換算。
- ※ 青の棒:年々の値、赤の直線:長期変化傾向。

出典)「九州・山口県の気候変動監視レポート2019」(福岡管区気象台)

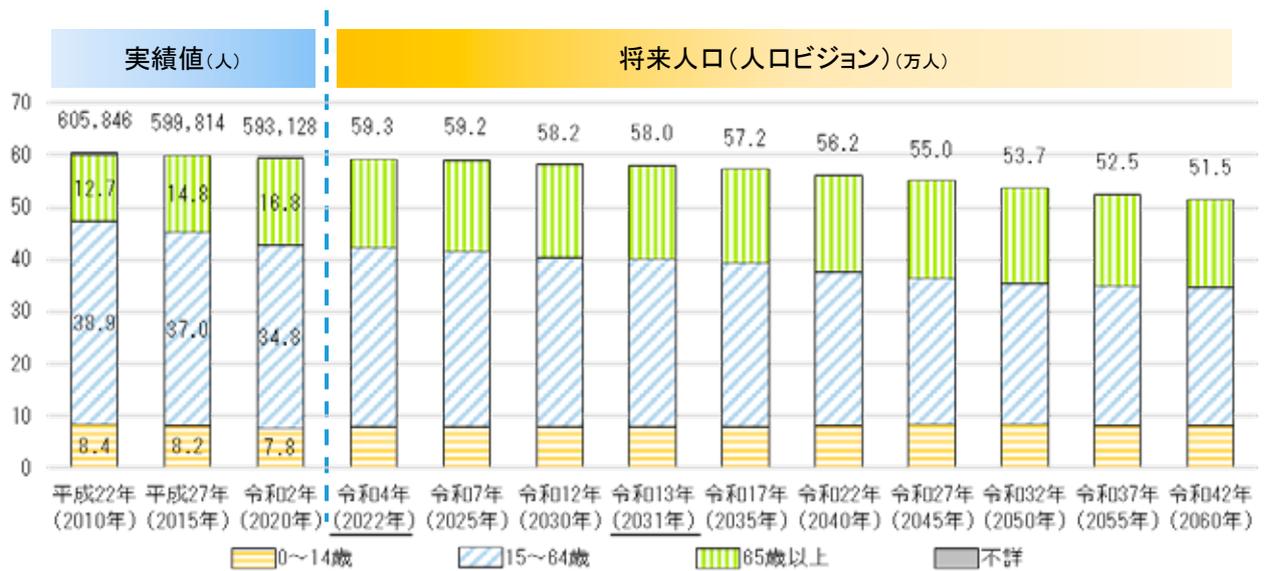
図 2-3 鹿児島県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

3 出典)「日本の年平均気温偏差の経年変化(1898~2020年)」(気象庁HP)

(3) 人口の推移

本市の人口は、2020(令和2)年に行われた国勢調査の結果では約59万人でしたが、人口減少局面へ移行した可能性が高くなっており、2060(令和42)年には約51.5万人になると推計されています。

年齢3区分別人口の近年の傾向を見ると、2010(平成22)年から2020(令和2)年にかけて、老年人口(65歳以上)は約4.1万人の増加、一方、生産年齢人口(15～64歳)は約4.1万人の減少、年少人口(0～14歳)は約0.6万人の減少となっており、高齢化が進行しています。今後も当面の間、老年人口は増加が予想されます。



出典)「第六次鹿児島市総合計画」

図 2-4 鹿児島市の将来人口

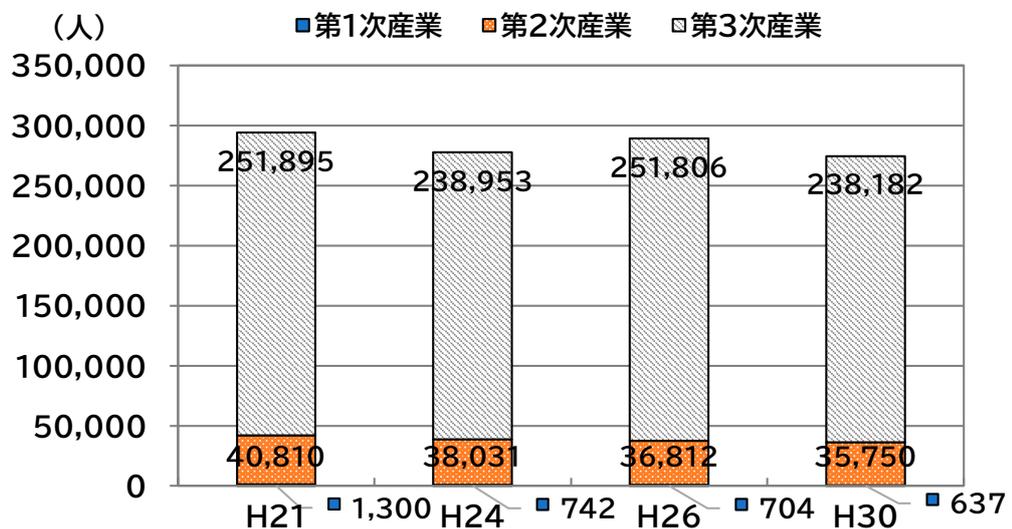
(4) 産業

本市は、商業・サービス業を中心に発展し、様々な都市機能が集積しており、南九州の中核中核都市となっています。

本市の2018(平成30)年の産業別就業者数を見ると、第3次産業が最も多く(構成比 86.8%)、続いて第2次産業(13.0%)となり、第1次産業は極めて少なく(0.2%)なっています。

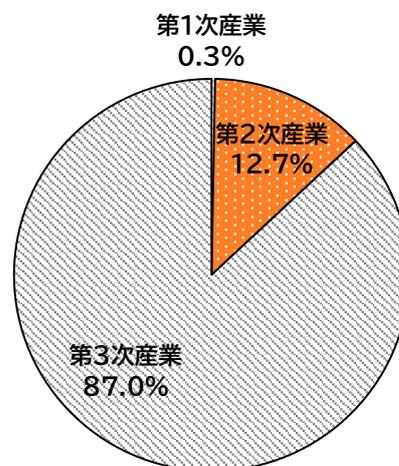
2009(平成21)年から2018(平成30)年までの産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業、第3次産業は横ばい傾向にあります。

本市の2014(平成26)年の全産業(民営)の事業所数は28,661事業所、従業者数は289,322人となっています。産業分類別事業所数(民営)の内訳を見ると、「第3次産業」が87.0%と最も高くなっています。



出典)「経済センサス-活動調査」

図 2-5 産業別就業者数の推移



出典)「平成26年経済センサス基礎調査」

図 2-6 産業分類別事業所数(民営)の割合(2014(平成26)年)

(5) 自然環境

本市の多様な自然環境は生態系や種の多様性を生み、食や文化など私たちの生活にも多くの恵みをもたらしています。山地では、植生自然度の高い場所が点在しており、動植物相が多様になっています。また、本市が面している錦江湾や、山地・農地・市街地を貫いて流れている河川は、生きものの生活や移動の場となっています。さらに、鹿児島島のシンボルである活火山・桜島(標高 1,117m)は、特殊な動植物相を形成しています。

昭和 40 年代からの宅地造成等により森林が減少しましたが、近年は森林の割合は維持されています。しかし、人工林については管理が行き届かず、森林の働きが低下しているところが多くみられます。また、農業従事者の減少や高齢化、耕地の宅地化などにより、里地里山の減少や管理不足が生じ、そこに適応してきた生きものの減少や鳥獣による農作物への被害などが、深刻化しています。加えて、近年では、オオキンケイギクやブルーギル、ハイイロゴケグモなど、もともと本市には生息・生育していなかった外来種が、在来の生きものの生息地を奪ったり、捕食したりするというような影響を与えています。

(6) 都市環境・景観

本市では、自然林の残る城山・多賀山などの深緑、甲突川から錦江湾に注ぐ水の流れなど、美しい自然と人が共生する環境を保全する中で、市電軌道敷の緑化や街路樹等の充実に取り組むとともに、市民が憩える都市の杜(花緑拠点)を創るなど、市街地の緑の保全・創出に努めてきました。

また、天文館公園の再整備や借上げ公園の整備など、拠点となる公園の再整備や身近な公園・広場の充実に取り組んでいます。

本市の景観は、錦江湾に浮かぶ桜島の眺望や磯地区等の歴史景観、錦江湾や桜島と一体となった市街地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景などが特有であり、大きな魅力です。

(7) 生活環境

本市の大気の状態は、一部地域において桜島火山ガス等の自然現象による環境基準の非達成項目があるものの、概ね良好です。ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、全て環境基準を達成しています。

河川等の水質の状態は、工場・事業場の排水対策や生活排水対策、地下水保全対策、水の有効利用により、全ての環境基準等を達成しています。

自動車騒音の状態を把握するため、毎年騒音測定を実施しており、騒音に係る環境基準は、自動車交通量の多い一部の区間を除き、昼夜ともに概ね達成しています。

2. 第二次鹿児島市環境基本計画の総括

第二次鹿児島市環境基本計画(前計画)において設定した6つの基本方針について、基本方針ごとの進捗状況を「数値目標」、「取組状況」を踏まえて総合的に評価するため、設定された36の「数値目標」の達成状況と83の「市の取組(単位施策)」の着手状況について整理しました。

- 2020(令和2)年度は、36の数値目標のうち、A 評価(十分に達成されている)が27件、B 評価(概ね達成されている)が2件、C 評価(あまり達成されていない)が7件であり、約8割の数値目標については完了も含め、達成に向けての取組が進展していると評価できる。
- 2020(令和2)年度までの「市の取組(単位施策)」の着手状況をみると、83の全ての事業について着手しており、目標達成に向けた取組を積み重ねている。
- 「数値目標」のうち、C 評価(あまり達成されていない)は、運輸部門の CO₂ 排出量削減率など7件あるが、目標達成に向けた「市の取組(単位施策)」は、全て「着手」しており、目標達成に向けた施策は適切に展開されていると考えられる。

「第二次鹿児島市環境基本計画」における数値目標の達成状況と市の取組(単位施策)の着手状況を次に示します。

表 2-1 第二次鹿児島市環境基本計画の数値目標の達成状況

基本方針	A	B	C	計
1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち	4	0	2	6
2 資源が循環する環境にやさしいまち	0	1	2	3
3 恵み豊かなかごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち	4	0	1	5
4 緑かがやく住みやすいまち	5	0	2	7
5 健康で安全な環境を育むまち	10	0	0	10
6 みんなで環境を考え協働するまち	4	1	0	5
合計	27	2	7	36

出典)「2020(令和2)年度 第二次鹿児島市環境基本計画年次報告書」

表 2-2 第二次鹿児島市環境基本計画の市の取組(単位施策)の着手状況

基本方針	着手		未着手
	数	主な事業例	数
1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち	12	・太陽光 de ゼロカーボン促進事業 ・庁舎省エネルギー推進 LED 照明化事業	0
2 資源が循環する環境にやさしいまち	5	・3R推進事業 ・もやせないごみ資源化事業	0
3 恵み豊かなかごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち	14	・生物多様性地域戦略推進事業 ・かごしま自然百選活用事業	0
4 緑かがやく住みやすいまち	16	・市電軌道敷緑化事業 ・美しいまちづくり推進事業	0
5 健康で安全な環境を育むまち	21	・大気汚染常時監視設備整備事業 ・公共用水域の監視・調査	0
6 みんなで環境を考え協働するまち	15	・かごしま環境未来館管理運営事業 ・学校版環境 ISO 認定事業	0
合計	83	—	0

※ 着手:2020(令和2)年度までに該当する「市の取組(単位施策)」に関する事業を実施しているもの、もしくは実施したもの
未着手:2020(令和2)年度までに該当する「市の取組(単位施策)」に関する取組がないもの

出典)「第二次鹿児島市環境基本計画年次報告書」

3. 本計画で取り組むべき課題

前計画の総括や国内外の動向の変化を踏まえ、本計画で取り組むべき課題を前計画の基本方針ごとに示しました。

(1) 低炭素分野

●エネルギー使用量の抑制

CO₂排出量は、節電や省エネルギーの取組が浸透してきたことなどにより減少していますが、脱炭素社会の実現に向けて、住宅・建築物の高断熱・高气密化の導入拡大等に向けた取組を強化する必要があります。

●脱炭素エネルギー(再生可能エネルギー、水素エネルギー等)へのシフト

脱炭素社会の実現に向けて、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換や、貯蔵・運搬が可能な水素エネルギーの利用拡大が必要です。

●気候変動影響への適応

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症(デング熱など)の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ⁴等を活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

●CO₂ 吸収源の確保

石油・石炭など化石燃料による火力発電やガソリン車の使用など、CO₂ の人為的な発生源による排出量と森林等による CO₂ 吸収量との均衡を図るため、十分な CO₂ 吸収源を確保する必要があります。

(2) 資源循環分野

●ごみの減量化・資源化

家庭・事業系ごみの排出量は、2018(平成 30)年度までは年々減少してきていましたが、近年横ばいの傾向にあり、排出されたごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」や古紙類等のリサイクル可能な物が多く含まれています。このため、今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

⁴ グリーンインフラ:社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

●プラスチック製品等の資源循環

プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、不法投棄防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。

●効率的で超高齢社会等に対応した収集・運搬

効率的な収集・運搬を行うとともに、人口減少や超高齢社会等を踏まえ、高齢者や障害者の方に配慮したごみ出し支援に取り組む必要があります。

●廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等

不法投棄の早期発見や野外焼却等の周辺環境に影響を及ぼす可能性のある不適正処理の防止のため、監視指導員による監視・指導体制の強化を図るとともに、意識啓発に取り組む必要があります。

(3) 自然共生分野

●生物多様性に対する市民等の理解の向上

生物多様性地域戦略に基づく事業や自然保護意識の高揚を図る事業を推進しながら、市民等の自然環境への関心を高め、保全に向けた取組を促進する必要があります。

●緑の保全・創出と次世代への継承

人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、さまざまな役割を担っている緑が市街地では少ない状況となっていることから、市街地に残る緑を保全するとともに、新たな緑を創出し、緑豊かな環境を次世代に継承していく必要があります。

●公園利用者の多様なニーズへの対応

市民1人当たりの都市公園面積は全国平均に比べ依然として低い水準にあり、今後も引き続き、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図っていく必要があります。

(4) 都市環境分野

●清潔で美しいまちの維持

まち美化に対する啓発や市民参加を促進するとともに、「クリーンシティかごしま」の実施など、市民総参加による美しいまちづくりを推進する必要があります。

●鹿児島らしい景観づくり

中高層マンションの建設、派手な色彩の店舗や屋外広告物の立地、開発等による斜面緑地の分断、田園景観を阻害する耕作放棄地が増加しており、自然環境との調和に配慮した良好な景観形成を図る必要があります。

(5) 生活環境分野

●良好な生活環境の保全

今後も継続して、適正な環境監視と発生源対策を推進するとともに、新たな環境問題については関係機関と連携するなどして的確な対応を進める必要があります。

●化学物質による環境リスクの低減

安全で快適な生活環境を保全するため、アスベスト飛散防止や化学物質による環境リスクの低減などに向けた取組が必要です。

(6) 協働分野

●環境問題を「自分ごと」と捉える人づくり

かごしま環境未来館を核とした環境問題に関する講座やイベント等による普及啓発、ターゲットの属性やニーズに合わせた情報発信により、多くの市民や事業者が環境問題を「自分ごと」と捉え、行動へ結びつけていくことが課題です。

●市民・事業者・市民活動団体・行政の協働・連携

引き続き、市民・事業者・市民活動団体との協働・連携をさらに深め、市民の環境意識の向上を図る必要があります。

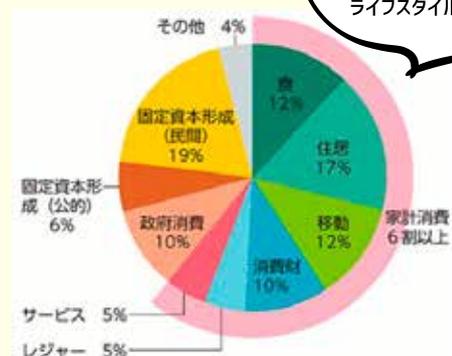
コラム 02

「自分ごと」の環境問題

我が国の CO₂ 排出量の約6割が、衣食住を中心とする「ライフスタイル」に起因しています。私たちが生活の中で、無駄をなくし、環境負荷の低い製品・サービスを選択することで、CO₂ の削減に貢献できます。まずは環境問題を「自分ごと」として考え、身の回りのことから取り組んでみましょう。

CO₂ 排出量の約 6 割が
衣食住・移動など
ライフスタイルに起因

「自分ごと」の環境問題への 3 ステップ



消費ベースから見た日本の CO₂ 排出量

出典)COOL CHOICE HP(環境省)